

指定共同生活援助事業(介護サービス包括型) ホームいちょう

令和6年度 事業計画書

1 利用定員数 7名

(1) 介護サービス包括型 7名 利用期限 原則:3年

2 所在地 東京都文京区千駄木

3 職員定数 常勤2名 非常勤1名以上

4 事業計画期間 令和6年4月1日より 令和7年3月31日まで

5 事業運営基本計画

精神障害者が将来、地域で自立して生活ができるよう、共同生活を通じて訓練支援を行う。

6 相談支援事業

ホームいちょう0Bに対する電話相談、来所時支援を行う。

7 文京区精神障害者 単身生活サポート事業 (文京区委託事業)

グループホームを退所する精神障害者が文京区内で単身生活する時に支援を行う。

支援期間は原則として1年間とする。夜間についても連絡体制を確保する。

(1) 居住の確保

区内で単身生活を送る住居を利用者とともに探し、契約及び入居についての支援を行う。

(2) 相談支援

入居後の相談支援及び生活支援を行う。

8 利用者の処遇

(1) 生活援助

利用者の基本的人権を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者の症状に合ったサービスと心身の健康保持及び、機能の向上に努める。

(2) 自立援助

地域での自立した生活を実現する為に必要な金銭管理・服薬管理をはじめ、必要な生活技能の訓練・指導等を実施する。

(3) 環境の整備

施設内外の環境整備と利用者身辺、共有スペースの整理整頓に努め、危険防止に努める。

9 健康管理

日頃から利用者の健康状態の把握を務めるとともに、利用者の家族・主治医・関係機関の支援者らとの連携を密にして、障害の悪化・疾病の予防に努める。

喫煙に関しては健康増進法に基づいて、指定場所での分煙を徹底する。

10 消防計画

消防計画に基づいて防災管理責任者のもとに非常災害訓練を年2~4回実施する。

11 日課 ※年中在中(土日・祝日の在中時間はこの限りではない)

職員在中開始 10:30

休憩 13:00 ~ 14:00

業務遂行 10:30 ~ 19:00

※職員不在時は携帯電話にて24時間対応支援を行う。

12 職員名簿

職名	氏名	資格	経験年数	雇用形態
管理者 サービス管理責任者		精神保健福祉士		常勤 週5日
世話人		精神保健福祉士		常勤 週5日

13 資金計画

施設運営のための諸経費は法定で定められた利用者からの負担金及び、国・東京都・各利用者の居住区からの訓練等給付報酬で賄う。